○関東地方整備局告示第八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十五年三月十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千八百三十六号多摩都市計画公園事業第九・六・一号桜ヶ丘公園

三　事業施行期間　自平成三年十月三十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成三年建設省告示第千八百三十六号、平成五年建設省告示第二千百三十五号、平成六年建設省告示第二千四百三十一号、平成七年建設省告示第千八百四十三号、平成九年建設省告示第千五百六十三号、平成十年建設省告示第千六百三号、平成十四年関東地方整備局告示第二百十号、平成十九年関東地方整備局告示第二十九号、平成二十一年関東地方整備局告示第百七十九号及び平成二十三年関東地方整備局告示第百九十九号の事業地のうち東京都多摩市連光寺三丁目及び連光寺五丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都多摩市連光寺三丁目及び連光寺五丁目地内

○北陸地方整備局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十八日

北陸地方整備局長　橋場　克司

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第千四百九十八号新潟都市計画及び五泉都市計画下水道事業信濃川下流流域下水道（新津処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十四年九月二十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十八日

北陸地方整備局長　橋場　克司

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第四百二号南魚沼都市計画下水道事業魚野川流域下水道（六日町処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十七年三月十二日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十七年建設省告示第四百二号、昭和五十八年建設省告示第千九百三十四号、昭和六十三年建設省告示第十号及び平成三年建設省告示第千九百五十一号の事業地のうち、新潟県南魚沼市大字五日町字北原、字町尻、字後島及び字上島、大字奥字幅下及び字野中、大字大杉新田字大谷地及び字河向、大字青木新田字前田、大字津久野字渕脇、大字字津野新田字前、字上島及び字内島、大字美佐島字小島、字道東、字前島、字佐和田、字上島及び字日焼田、大字八幡字荒神、字下島、字中島及び字石原田、大字六日町字屋敷及び字道東、大字東泉田字前島、大字西泉田字下島、字千溝、字不桂田、字沖、字浦田及び字前島、大字島新田字村北、字関端、字水押、字関添及び字塩沢道、大字上十日町字武台、字長田、字雪旨及び字法道、大字中字大田、字下原、字中原、字上原、字石田及び字天小、大字南田中字川原、字新左エ門田及び字道端、大字大沢字樋渡、大字君沢字日渡、字川原及び字大柳、大字下一日市字公事免、字川原及び字山道、大字上一日市字鳥島及び字川原並びに大字関字本俗及び字柳原を削り、大字五日町字野中並びに字太田地内の事業地を変更する。

使用の部分　新潟県南魚沼市大字五日町字北原、字町尻、字後島、字上島、字野中及び字太田、大字奥字幅下及び字野中、大字大杉新田字大谷地、大字青木新田字前田、字川向、字川向道東及び字川向大道東、大字津久野字渕脇、大字字津野新田字前、字上島、字内島及び字川向、大字美佐島字道東、字前島、字佐和田、字上島及び字日焼田、大字八幡字荒神、字下島、字中島、字石原田、字南田及び字前島、大字六日町字屋敷、字道東及び字仲田、大字東泉田字前島、大字西泉田字下島、字千溝、字不桂田、字沖、字浦田、字前島及び字内川向、大字島新田字村北、字関端、字水押、字関添及び字塩沢道、大字上十日町字武台、字長田、字雪旨及び字法道、大字中字大田、字下原、字中原、字上原、字石田、字天小及び字屋替田、大字南田中字川原、字新左エ門田及び字道端、大字大沢字樋渡、大字君沢字日渡、字川原及び字大柳、大字下一日市字公事免、字川原及び字山道、大字上一日市字鳥島及び字川原並びに大字関字本俗及び字柳原地内

○北陸地方整備局告示第十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十八日

北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号及び四百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
阿賀野市小里字長割二二八番一から同市小里字長割二二九番二まで	前	一五・三〇メートル～一五・六〇メートル
	後	一五・五〇メートル～二三・九〇キロメートル～〇・〇五一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十八日

北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号及び四百五十九号	阿賀野市小里字長割二二八番一から同市小里字長割二二九番二まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十八日